

兵庫県と(一社)兵庫県電業協会及び(一社)兵庫県空調衛生工業協会との行政懇談会結果

1 日 時	平成27年7月27日(月) 10時30分～11時50分	
2 場 所	ひょうご女性交流館 501号会議室	
3 出席者	兵庫県県土整備部	
	県土企画局長	尾田 博明
	住宅建築局長	小南 正雄
	県土企画局総務課建設業室長	林 雅彦
	建設業室建設業班長	大植 和人
	契約管理課長	竹田 安広
	契約管理課副課長	前田 憲輝
	契約管理課入札制度班長	野竿 拓哉
	契約管理課契約班長	黒田 季彦
	技術企画課副課長	宮永 和幸
	住宅建築局設備課長	古結 丈司
	設備課副課長	古川 詞朗
	営繕課副課長兼設備課副課長	井上 英幸
	設備課設備技術・企画班長	城嶽 芳朗
	設備課同班主任技術専門員	荻野 秀樹
	設備課同班主査	藤原 京子
	一般社団法人兵庫県電業協会	
	会 長	平井 伸幸
	副 会 長	小山 恵生
	副 会 長	前田 潮
	副 会 長	山口 節夫
	理 事 (総務委員長)	合田 吉伸
	理 事 (技術・安全委員長)	大川康太郎
	理 事 (経営委員長)	小坂 佳秀
	理 事	立山 欽司
	専務理事	北野 信雄
	一般社団法人兵庫県空調衛生工業協会	
	会 長	山口 敬三
	副 会 長	原田 高幸
	副 会 長	山口 潤一
	理 事 (総務委員長)	橋本 白民
	理 事 (技術環境委員長)	原田 猛
	理 事 (広報委員長)	山本 繁之
	理 事 (経営開発安全副委員長)	山本 正幸

理事（未来ビジョン委員長）
理事（技術環境副委員長）
専務理事

高井 豊司
平岡 秀文
高磯 善光

○ 尾田県土企画局長 開会あいさつ（要旨）

本日は、行政懇談会にご出席いただき、ありがとうございます。

（一社）兵庫県電業協会、（一社）兵庫県空調衛生工業協会の皆様方には、平素から県政の推進にご理解とご協力をいただき、また県有施設の設備工事を通じまして、安全・安心なまちづくりなどの県政課題にご協力を賜っております。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、建設業界を取り巻く状況というのは、予算は増加してきておりますが、長い間の公共事業の抑制によりまして、皆様方の業界においても会員や従業員が減少してきているでしょうし、高齢化が進み、若い人もなかなか入ってこないという状況に置かれています。増加する公共事業に応札したいが、なかなかそうはいかないという声もよく聞きます。そんな中で最大の課題は、建設事業に従事する人材の確保ではないかと考えています。

県におきましても、兵庫県建設業育成魅力アップ協議会を立ち上げ、皆様方の参画を得て、若年層の入職の促進に努めているところでございます。今後ともご協力を得て、様々な取組みを進め、その効果が出るように頑張っていきたいと思っております。

本日の行政懇談会では、お互いの意見交換を通じて、日頃の課題について共通認識を深め、少しでも前向きに取り組んでいけるような有意義な場としたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○ 主要事業説明

- （１）平成２７年度電業協会事業計画について、平井会長から説明を行いました。（内容省略）
- （２）平成２７年度空調衛生工業協会事業計画について、山口会長から説明を行いました。（内容省略）
- （３）県土整備部設備課発注の平成２７年度建設工事発注見通し一覧表（６月３０日公表）について、古川設備課副課長から説明が行われました。

○ 懇談会議題（意見交換）

１ 節電・省エネ・防災対策に繋がる設備予算の確保について

東日本大震災による原子力発電事故の影響等により、国内の原子力発電所が停止し、今後、厳しい電力需給ギャップの発生が予想されています。

国等では、節電・省エネ・防災対策が喫緊の課題とし、節電目標の達成に向け総合的

な対策を実施することとし、それぞれの施設の適正冷房、防災にも配慮した施設省エネ改修等に取り組まれています。

一方、空調衛生及び電気工事業界は、快適な居住空間と、工場などの生産活動に不可欠な施設を提供する使命を果たす一方で、設備の設計、施工、運転・管理から設備の廃棄に至る活動を通じて、化石エネルギーの消費、温室効果ガスの排出、石綿含有物の発生及びフロンガスの放出などを削減又は防止するという大きな社会的使命を負っていると考えています。

このため、国等のこのような先見性を持った取り組みに感謝しているところでありますが、引き続き、電力不足や、環境、防災への不安等に陥ることなく、県民が安心して暮らせるよう、計画的な環境対策に繋がる設備予算の確保をお願いします。

特に、節電・省エネ・防災対策として、学校などの公共施設のトイレの洋式便器への転換とともに、洗面所・トイレなどへの節水型機器の導入や蓄電池付太陽光発電設備導入の推進をお願いします。

なお、従来からお願いしているところですが、県立学校のトイレの洋式化が余り進んでいないのではないかと感じております。単に、和式を洋式に変更するだけでなく、節水、省エネ機能を施した設備に変更するなど、トイレ環境全体の整備を強化する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。そういった観点からも、老朽化が進んだ県立高校のリニューアル計画について、併せてご教示をお願いいたします。

また新しい試みとして、公共公益施設等、学校のトイレについても、政府の方針により日本トイレ大賞が設けられその対象とされていますので、快適なトイレ整備を進めていただきたいと思います。

回答 設備課

本県では、温室効果ガス排出量を削減するため、県施設設備の省エネ化改修事業や再生可能エネルギーの導入促進に向けた事業を実施しており、今後とも省エネ化、自然エネルギー利用、長寿命化、ユニバーサルデザイン、防災・減災対策等に配慮して施設整備を進めていきます。県有施設の新築・改修時には、照明器具のHf化やLED化および節水機器の採用、最近では温水洗浄便座や太陽光発電設備の積極的な導入を進めていくこととしています。

蓄電池付き太陽光発電設備の状況については、県立高校において平成25年度7校、26年度7校設置し、本年度も8校に整備することとしており、今のところ災害時の避難所となる箇所に整備を進めています。

県立学校のトイレについては、配管等も含めて老朽化したものが増えており、改修時には、学校の要望を踏まえて、便器の洋式化、人感センサー付やHf化の照明器具に取替えるなど、省エネ化機能を付加するよう努めています。

しかしながら、現状では、児童生徒の安全性の確保を最優先して、平成30年度末までは耐震化の完了に力を注いでおり、その後は、トイレをはじめ設備機器の機能向上・更新などを含めた施設の改修に順次着手できるよう、国の「インフラ長寿命化計画」に基づき、県立学校の「施設管理計画」を策定していくこととしています。

2 建設産業における更なる人材の確保対策について

県におかれては、兵庫県建設業育成魅力アップ協議会活動をはじめ社会貢献評価点数においても若年技術者の新規採用に対して加点措置を行うなど、若年者の建設産業への入職促進対策に積極的に取り組まれていることに感謝しております。

そのよう中で、人材不足が顕在化する企業向けの、いま一層の対策として次のような提案をいたします。

(1) 若年労働者の不足対策としての就業・教育のリレーションシステムについて

工業系高校(必ずしも限定しなくても良い。)卒業後に2～3年、一度社会に出て我々の業界で働いてもらって収入も得、その後大学への進学を希望する人には、県立大学などへの優先入学枠を与えるというコースを新設するという、いわば新たなキャリア形成の仕組みが考えられないかというものです。

企業にとっては、2～3年社員として技術を教え、仕事に興味がわき、そのまま会社に残ってもらえれば若年労働者の不足対策に繋がりますし、社員にとっては実社会での就業を糧に更なるキャリアアップを望みたいとなれば、優先的な大学への進学チャンスが準備されているというものです。

従業員の高齢化と若年者の入職難に直面する建設業界として、将来このような発想も受け入れていただければ有り難いという観点から提案するものです。

回 答 建設業室

兵庫県立大学では、一般入試のほか推薦入試なども実施されていますが、工学部の推薦入試では、社会人経験者の募集は行われておらず、一部の学部を除いて大学全体的には社会人枠は設けられていないようです。

なお、大阪の私立大学では、広く社会人を対象にした入学枠が設けられている例があります。提案の内容について所管課に申し伝えます。

(2) 建設業に従事する若年者・女性への入職支援について

建設業界の人員不足に対応していくためには、若年・女性のマンパワーに大きく依拠していかなければならないと考えます。そこで、例えば高卒(18歳～25歳)を対象とした若者を雇用した会社に補助金・助成金を交付する、或いは税制面からの優遇措置を実施するなどの大胆な施策対応が考えられないでしょうか。

建設現場のイメージを改善し、若年者、女性が働きやすい職場環境づくりについても、引き続き、なお一層の積極的なご支援をお願い申し上げる次第であります。

回 答 建設業室

県では、若年者の入職促進として、新たに若年技術者を採用した建設企業の技術・社会貢献評価制度の加点を行うこととし、この4月に届け出を受付けさせていただきました。

また、「地域人づくり事業」において、若年の未就業者を期間雇用した場合に助成を行っており、本事業を活用して電業協会の会員においても、現在1名を雇用されています。この事業は平成27年度限りですが、国の地域創生に係る交付金事業で同様の助成メニューがあると聴いていますので、来年度に向け今後検討していきたいと考えています。

若年者、女性が働きやすい職場環境づくりへの支援としては、兵庫労働局の各種の助成金制度がありますし、さらに国交省も女性の雇用支援に対する助成金制度を今年度から新たに設けており、その活用も検討していただければと思います。

税制については、全国的なことでもありますので、国等の動きを見守っていきたく思います。

3 日本電設工業展への工業系高校生の招待について

電業協会では、2年に1回、インテックス大阪で開催される全国規模の電設工業展に県下の工業系・電気系学科の高校生を、バスを借り上げて招待する事業を平成10年度から実施しています。

この事業は、高校生に電設業界の最新情報に接してもらい、業界への関心を高めてもらうことをねらいとしています。26年度までで既に延べ23校、1,100名を招待しているところです。平成25年4月の一般社団法人移行時には、協会の社会貢献事業として公益目的支出計画事業にも位置付け、今後とも積極的に推進していくこととしているところです。

しかしながら協会の財政基盤では、年2校のバス借上代負担が限界であり、それ以上の高校が関心を示された場合、協会では対応できないのが現状です。協会としては、今後の人材確保を図る上でも、より多くの高校生に最新の電設事情に触れていただく機会を拡大したく、本年3月の県との意見交換の場でも話題とさせていただいた次第です。

その際、県のご理解をいただき、バス代負担について県民局予算も含め県としての予算措置に繋げていただける可能性もあるのではないかと受け止めさせていただきましたが、現時点における県のお考えについて、お聴きいたします。

回答 建設業室

県民局の予算は、基本的には、例えば地域の高校生を地域の企業・工場等に案内し、地元の就職に繋げるというような県民局固有の課題に対応するという目的で措置されており、大阪での電設展の見学がその目的にそぐうのか、具体的に協議してもらえればと考えます。

なお、兵庫労働局には、建設労働者の現場見学会等の費用をバス代を含め助成する制度があります。その活用等も検討していただければと思いますが、県としても支援をしたいというスタンスですので、今後とも継続的に協議をしていきたいと考えています。

4 入札・契約制度の更なる改善要望について

(1) 制限付き一般競争入札における本店等所在地規制の緩和について

入札の参加条件として、主たる営業所の所在地により入札に参加できる県民局のエリアが規制されます。例えば、明石市の工事は淡路市からは参加できますが、比較的距離が近い神戸市からは参加できないようになっており、行政区割りにこだわるため歪（いびつ）な状況にあるのではないかと思います。

そこで、各地域における発注物件の件数を一つの基準として入札参加できるエリアを設定するような規制緩和は考えられないでしょうか。

回 答 契約管理課

制限付き一般競争入札では、入札公告の際に、原則として応札可能業者が20者以上となるよう地域要件を設定しています。この設定に当たっては、県民局・県民センターごとに従来の指名競争入札の枠組みに大幅な変動が生じないように配慮してきた経緯があり、それぞれの地域事情に応じた取扱いの変更については、慎重に対応する必要があると考えています。

回 答 設備課

地域要件の基本的な考え方は、工事場所がある県民局を中心として距離要件だけでは無く、入札される方の平等性を考えまして応札可能業者数が概ね20社以上となるように設定しています。

神戸県民センターと東播磨県民局との間に壁が生じているのは、両地域とも登録業者数が多いことが大きな要因です。明石市内の工事に神戸県民センターが参加するとなると、平等性の条件である相互乗り入れの考え方からすれば、神戸市内の工事には東播磨県民局の業者が参加することになります。他の地区より入札参加可能者数が非常に多くなり、公平性が無くなってしまうと考えています。

発注物件の件数で地域を設定する方法についても、各地区の公平性が保たれるとは考え難く、また工事件数も各年度増減するため把握することは困難であり、今後も現在の方法を継続していきたいと考えています。

(2) 専任技術者の配置要件の緩和について

国交省においては、社会経済情勢の変化に対応した人材の効率的な活用を図るため、技術者配置に関する金額要件を緩和することを検討していると聞いています。

具体的には、現行制度では元請企業に対し、下請合計金額が3,000万円（建築一式は4,500万円）以上の工事に監理技術者の配置を求め、また公共性のある建設工事については、請負金額が2,500万円（同5,000万円）以上であれば、元請・下請双方とも技術者を現場に専任で置かなければならないとしていることに対し、この

金額要件について、監理技術者の配置を必要とする下請合計金額と、現場への技術者の専任配置を求める請負金額をそれぞれ引き上げることを検討しているというものです。

人材不足に悩む業界としては、人材の効率的な活用の観点から、この緩和措置の実現を望むところであります。

そこでこのような国の動きも踏まえ、また現行の工事施工の状況に照らし、専任技術者の配置要件についての県としてのお考えをお聴きいたします。

回 答 建設業室

ご発言のとおり国で検討中であります。すでに会議等の資料等でも方向性が示されており、今年度の秋頃を目途に政令改正が予定されています。国で決まれば県としてその運用を行うこととなりますので、国の検討状況に関する情報収集に努め、制度改正が行われた際には、適正に対応してまいりたいと考えています。

(3) 配置予定技術者の施工実績要件の緩和について

入札公告において、配置予定技術者は、例えば〇〇年度以降に、施工実績を有することを求める工事の施工経験を有すること、との要件が付される場合があります。

しかしながら、企業としては当該の工事实績があるのですが、資格者が定年等で退職して人材が不足するという事例が発生してきており、この問題は業界として今後の大きな懸念材料であります。

そこで何らかの要件緩和措置が考えられないでしょうか、お聴きいたします。

回 答 契約管理課

工事規模が大きい一般競争入札と公募型一般競争入札では、入札参加者の資格設定をする際に、企業及び配置予定技術者の技術的適性を判断するため、過去15年間に当該建設工事と同種又は類似の工事について、工事が完成し、その引渡しが完了したものの施工実績を入札参加者と配置予定技術者に求めているところです。

なお、この配置予定技術者に求められる経験については、技術的難度の高い工事、困難な作業条件の下で施工する工事等の場合を除き、経験時における監理技術者等の役職による限定を設けておらず、現場代理人等でも認めているところです。

回 答 設備課

制限付き一般競争入札は、全国的には技術者と会社に施工実績要件を求めています、兵庫県では、設備工事においてそれを求めています。公募になった場合は、重要物件として、技術者にも会社にも求めています。

ただし、設備課が発注するものについて全国と比較すると、全国は同規模面積とするところを面積的に緩和しており、また公共施設に限定されることが多い中、民間施設にも対象を拡大し、また、ほぼ全面的な改修工事は新築と同様の工事として認めています。

更に、技術者の実績期間を国が過去10年間を標準としているところを15年間に拡大するなど緩和を図っているところです。

(4) 発注時期の平準化について

建設業界においては、従事作業員の高齢化、若年層の就業定着の減少などにより、工事に従事するマンパワーが不足する状況が続いており、工事物件が集中すると現場代理人、作業員が思うように集まらず、積極的に入札に臨めない状況にあります。

つきましては、県が直接発注し、関係する工事については、計画的に入札手続きをとっていただくなど、出来る限り発注時期が一時（いつとき）に集中しないようご配慮をお願いいたします。

| | |-----| | 回 答 | |-----| 設備課

工事発注の平準化については、県においても予算や事務の平準化に繋がることになるため、大変望ましいことであると思っています。ただ昨年度はH26年2月補正の緊急経済対策事業により、昨年11月からこの1月にかけて設備関係の発注が30件ほどと大幅に増え、協力いただいた経緯がありますが、今年度は年間ほぼ均等に分散している状況です。

ただし、今後も耐震化事業や緊急経済対策事業を早期に進める必要がある場合など、施策上及び予算上の制約により発注時期が重なることもあろうかと思いますが、できる限りの平準化に努めていきたいと考えています。

(5) 内訳書の取扱いについて

複合単価で示す内訳書は、あくまでも参考内訳書との認識をしていますが、行政の方より全て網羅するように指導されています。複合単価と実勢単価とでは、特に数量等の少ない時などに全く合わないケースがあります。また、予算をつくる際には、複合単価では意味をなしません。

以上の理由により図面と参考内訳書による自社見積書の対応とさせていただくことは出来ないでしょうか。内訳書についても、電子入札にて添付できるようお願いいたします。

| | |-----| | 回 答 | |-----| 契約管理課

工事費内訳書については、工事の入札に際して、見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から提出を求めているところです。従来から兵庫県独自の取組として提出を求めており、入札公告時にお示ししておりましたが、昨年度公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、その第12条の規定に基づき、提出を求めているところです。

工事費内訳書の項目については、入札公告時の配付資料に記載のとおり、自己積算を原則としており、提出された工事費内訳書の内容により、談合等の不正行為やダンピン

グ受注の有無の確認のため、設計図書の全ての項目の記載を求めています。

なお、工事費内訳書を電子入札に添付できないかということについては、これまでも積算項目が少ない、内訳書の枚数が15枚程度ものについては、入札と同時に電子入札システムで提出を求めています。積算項目が多いものは、特に設備関係は設計書が分厚くなりますが、入札締切り後、短時間で内容確認が必要であることから、郵送又は持参による紙での提出を求めているところであり、ご理解くださいますようお願いいたします。

回答 設備課

内訳書が15枚程度云々については、今のところ委託設計や昇降機のようなものに対してだけであり、公告の際にその旨記載しています。しかし、ほとんどの工事については、電子入札の添付として認めていないのが現状です。

複合単価については、全国的にそれによる積算が標準となっています。複合単価を参考内訳書に記載していただくことは、開札時に低入札価格調査物件や入札不落不調物件に該当した場合に、県の設計書と応札者の見積書を各項目比較し、精査するためにも必要と考えています。参考内訳書に記載が無ければ判断が困難となりますので、提出内訳書は、県の設計書の項目に合わせて頂きますようお願いいたします。

○ 小南 正雄 住宅建築局長 閉会挨拶（要旨）

本日は、両協会の方から現場としての生の声をお聴きするとともに、様々な分野について意見交換をさせていただきました。

業界にとって、人手不足はある意味でうれしい悲鳴であったものが、相当深刻な悲鳴になってきたと受け止めています。特に若い人、女性を含めて如何に労働力として確保していくか、行政を含めての大きな課題と認識しています。

技術者の入札要件については、国の動きを注視しながら県としても引き続き検討していきたいと考えております。工事の平準化については、今年度緊急の補正が無ければ、平準化できるだろうと考えていますが、もし緊急で予算が組まれるということになればどうしても年度末に発注が集中してしまいます。その際には、どうかご理解をお願いいたします。

それと情報提供ですが、建築に関して、エネルギー関連の法律が7月1日に成立し、2年以内に施工される予定になっています。省エネ法の延長線上にあると考えていただいてよいのですが、民間も含めて、建築に関して現在300㎡以上は届け出が必要で、基準に適合するようという努力義務であるものが、2,000㎡以上の建築物物件に関しては、基準に適合することが義務付けられるというものです。県としても業界としても、この動きに即して行く必要があると考えております。

次回は、12月に意見交換会を予定させていただきます。どうかよろしくようお願いいたします。